

平成21年3月4日

「電気通信サービスの利用者への助言者に係る検定試験に対する総務省後援の運用方針（案）」に関する意見募集

総務省は、民間団体が実施主体となって、利用者に電気通信サービス全般に関する助言を行うのに必要な一定の知識を有していることを認定するために実施する検定試験（以下「検定試験」という。）について、「電気通信サービスの利用者への助言者に係る検定試験に対する総務省後援の運用方針（案）」（以下「運用方針（案）」といいます。）を取りまとめましたので、本日から平成21年4月3日（金）までの間、広く意見を募集します。

1 経緯

近年、ブロードバンド化やIP化の急速な進展により、サービスの多様化や料金の低廉化が実現している一方、新しいサービスが多数登場したり、料金が複雑化している面があり、利用者が自らのニーズに合致したサービス・料金を的確に選択することが困難になってきています。

このため、総務省では、電気通信サービス全般に精通しつつ利用者側に立った助言を行うことができる能力を持つ者の育成を促進する観点から、「電気通信サービス利用者懇談会報告書」（平成21年2月10日公表）を踏まえ、利用者に固定通信を含めた電気通信サービス全般に関する助言を行うのに必要な一定の知識を有していることを認定するために民間団体が実施する検定試験に対して後援することとし、今般、その運用方針（案）を取りまとめましたので、広く意見を募集します。

2 意見募集要領

- (1) 意見募集対象
別紙1「電気通信サービスの利用者への助言者に係る検定試験に対する総務省後援の運用方針（案）」
- (2) 意見募集期限
平成21年4月3日（金）18時必着とします。

※詳細は、別紙2の意見募集要領を御覧ください。

3 今後の予定

総務省では、提出いただいたご意見を踏まえ、本運用方針を決定・公表する予定です。

<連絡先>

総合通信基盤局電気通信事業部事業政策課

（担当：中村課長補佐、山下係長、久保田官）

電話：（代表）03-5253-5111（内線）5947

（直通）03-5253-5947

FAX：03-5253-5838

電気通信サービスの利用者への助言者に係る 検定試験に対する総務省後援の運用方針

平成21年〇〇月〇〇日
総務省

ブロードバンド化やIP化の急速な進展により、電話はもとより、インターネットをはじめとする各種の電気通信サービスは日常生活や経済活動に必要不可欠な社会基盤となっており、サービスの多様化や料金の低廉化も進展している。

他方、電気通信サービスの利用者の側から見れば、これまでにない新しいサービスが多数登場したり、料金が複雑化してきている面があり、利用者が自らのニーズに合致したサービス・料金を的確に選択することが困難になってきている面がある。

また、広告等により利用者が自ら情報収集するには、時間的、能力的な限界等があるほか、様々な利害関係者が存在し、責任分担も複雑化してきている。

このような状況に対応するため、電気通信サービス全般に精通しつつ利用者側に立った助言を行うことができる能力を持つ者の育成を促進する観点から、営利を主たる目的としない民間団体が実施主体となって、利用者に電気通信サービス全般に関する助言を行うのに必要な一定の知識を有していることを認定するために実施する検定試験（以下「検定試験」という。）について、以下の運用方針により総務省が後援する。

1. 検定試験に対する総務省後援の理由

検定試験は、利用者に対して電気通信サービス全般に関する助言を行うため必要な一定の知識を有する者（以下「助言者」という。）を育成することを目的として行われるものであり、これは電気通信事業の発達及び電気通信事業に係る一般消費者の利益の保護に資するものであることから後援を行うものである。

2. 検定試験に対する総務省後援の運用方針

検定試験に対する総務省後援の運用方針は、次のとおりとする。

(1) 検定試験の主催者

次のいずれにも該当し、かつ、主催者及び関係者が信用し得る者であること。

- ア 公益社団法人若しくは公益財団法人又はこれらに準ずる団体
- イ 電気通信サービス、料金及び端末機器等に係る専門的な知見を有する者
- ウ 検定試験を円滑に運営する組織・体制を構築できる者
- エ 個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)に基づき、受験者等の個人情報について適正管理を行い、かつ、検定試験の出題、採点等に係る機密性を保持できる者

(2) 検定試験の内容

検定試験が次のいずれにも適合するものであること。

- ア 検定試験の目的が「1. 検定試験に対する総務省後援の理由」の趣旨に合致するものであること。
- イ 検定試験が、以下の各項目を踏まえて特定の項目に偏ることなく作成されたものであり、かつ、検定試験の内容が特定の電気通信事業者の提供する電気通信サービス若しくは料金又は特定の機種等の端末機器等に偏った知識等を問うものでないこと。
 - (ア) 電気通信サービスに関する基礎的な知識
 - (イ) 電気通信サービスの料金その他の提供条件に関する基礎的な知識
 - (ウ) 利用者の世帯構成・用途・予算に応じて適切な料金及びサービスを提案するための基礎的な知識
 - (エ) 端末機器等の機能に関する基礎的な知識
 - (オ) 電気通信サービスと一体的に利用される各種のアプリケーションやコンテンツの利用方法に関する基礎的な知識
 - (カ) 違法・有害情報対策、情報セキュリティ対策等電気通信サービスの安心・安全な利用等に関する基礎的な知識
 - (キ) 助言者が利用者から取得した個人情報の適正な取扱いに関する基礎的な知識
 - (ク) 「消費者基本法(昭和43年法律第78号)」、「消費者契約法(平成12年法律第61号)」、「電気通信事業法(昭和59年法律第86号)」、「電気通信事業法の消費者保護ルールに関するガイドライン(平成16年3月)」を含む関係法令及びガイドラインの基礎的な知識
 - (ケ) その他電気通信サービス、料金及び端末機器等の関連市場の健全な発達に資する基礎的な知識
- ウ 検定試験に合格した者に対し定期的に講習を実施することとする等、その者の能力が継続的に確保されるものであること。
- エ 検定試験の受験者募集に当たっては、全国を対象としてこれを行うものであること。
- オ 検定試験に係る経費についての資金計画が十分なものであること。

- カ 営利を主たる目的とせず、検定試験に係る料金は、利益を上げないことを前提として、適正な原価に基づき算定されたものであること。
- キ 電気通信サービスを提供する特定の電気通信事業者その他特定の団体等の宣伝に利用されるおそれのないものであること。
- ク 検定試験においては、事故防止・公衆衛生対策等に十分な措置が講ぜられているものであること。

3. 検定試験に対する総務省後援の手続

検定試験に対する総務省後援は、以下の手続により行う。

(1) 申請

検定試験に対する総務省後援の承認を得るに当たり、主催者は、検定試験の少なくとも一月前（ポスターその他の印刷物、ホームページ等に総務省の後援の名義を印刷、表記する場合には、その一月前）までに、総務大臣あての申請書（別紙様式）正副各1通を総合通信基盤局電気通信事業部事業政策課に提出しなければならない。この場合において、当該申請書には、以下の書類を添付するものとする（申請書又は添付書類の作成に当たっては、検定試験の主催者及び検定試験の内容について、「2. 検定試験に対する総務省後援の運用方針」に適合していることが確認できるよう留意すること）。

ア 検定試験の概要（目的、日時、対象者、会場、試験料、試験内容、事故防止・公衆衛生対策、総務省以外の後援名義使用を申請している団体等）を明らかにする書類

イ 検定試験の収支予算書

ウ 定款、会則、役員名簿、活動状況等、主催団体の性格及び内容を明らかにする書類

(2) 承認

ア 検定試験に対する総務省後援の承認に係る審査は、「2. 検定試験に対する総務省後援の運用方針」に基づいて実施し、主催者に対して審査の結果を通知する。

イ 主催者は、後援の承認の通知を受けた時点から、主催者が実施する検定試験に関し、総務省後援の名義を使用することができる。

ウ 主催者は、承認後においても、本運用方針の趣旨に反する行為を行ってはならない。当該行為を行っている場合、又はその疑いがある場合には、総務省は主催者に対し当該行為の中止を文書により勧告する。

エ 主催者が上記ウの勧告に従わない場合は、総務省は後援名義の使用を取り消すものとする。

オ 主催者は、申請時の計画を大幅に変更する場合は、事前にその内容及び理由を総務省へ報告するものとする。

(3) 結果報告

主催者は、検定試験の終了後、速やかに検定試験の実施内容、収支決算その他必要な事項を記載した結果報告書を提出するものとする。なお、総務省は本運用方針の範囲内で必要と認める事項について、報告を求めることがある。

別紙様式

年 月 日

総務大臣 殿

郵便番号
(ふりがな)

住 所
(ふりがな)

氏 名 (自筆で記入したときは、押印を省略できる。法人にあつては、名称及び代表者の氏名を記載することとし、代表者が自筆で記入したときは、押印を省略できる。) 印

連絡先 (連絡のとれる電話番号等を記載すること。担当部署等がある場合は、当該担当部署名等を記載すること。)

電気通信サービスの利用者への助言者に係る検定試験に対する
総務省後援の名義使用の承認申請について

「電気通信サービスの利用者への助言者に係る検定試験に対する総務省後援の運用方針」(平成21年〇〇月〇〇日、総務省)に基づく検定試験に対する総務省後援の名義使用の承認を得たいので、下記のとおり関係書類を添えて申請します。

記

- 1 検定試験の名称
- 2 検定試験の趣旨・目的
- 3 検定試験の期間(期日)及び場所(使用施設等)
- 4 検定試験の主催団体、共催団体、後援(協賛等)団体
- 5 検定試験の概要(注) (対象者、試験内容、試験料、募集方法等)
- 6 総務省への後援申請の理由(新規申請のみ)
- 7 後援名義の使用方法
- 8 他府省、後援(協賛等)団体への後援(協賛等)申請状況
- 9 主催(実施)団体の性格・内容を示す書類
(定款・寄付行為、会則、役員名簿、活動状況等)
- 10 検定試験収支予算書
- 11 その他必要と思われる書類

(注)検定試験の概要については、上記要件を満たす企画書等の添付をもって代えることができる。

意見募集要領

1 意見募集対象

「電気通信サービスの利用者への助言者に係る検定試験に対する総務省後援の運用方針（案）」

2 資料入手方法

意見募集対象については、準備が整い次第、電子政府の総合窓口 [e-Gov] (<http://www.e-gov.go.jp>) 及び総務省ホームページ (<http://www.soumu.go.jp>) に掲載するほか、連絡先窓口において閲覧に供することとします。

3 意見の提出方法

意見書に氏名及び住所（法人又は団体の場合は、名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）、並びに連絡先（電話番号又は電子メールアドレス）を明記の上、意見提出期限までに、次のいずれかの方法により様式に従い日本語で提出してください。

（1）電子メールの場合

電子メールアドレス：jogensha-kentei◆ml.soumu.go.jp
総務省総合通信基盤局電気通信事業部事業政策課 あて

注1 迷惑メール対策のため、「@」を「◆」と表示しております。送信の際には、「◆」を「@」に置き換えてください。

注2 電子メールの表題は「【後援方針】意見の提出（●）」としてください（「●」の部分は意見提出者名（団体名又は個人名）に置き換えてください。）。

注3 マイクロソフト社Wordファイル又はジャストシステム社一太郎ファイルで提出をお願いします。その際、ファイル名は「■.doc」又は「■.jtd」としてください（「■」の部分は意見提出者名（団体名又は個人名）に置き換えてください。）。

注4 電子データの受取可能最大容量は、5MBとなっていますので、それを超える場合は、ファイルを分割するなどした上で提出してください。

（2）FAXの場合※

FAX番号：03-5253-5838
総務省総合通信基盤局電気通信事業部事業政策課 あて

（3）郵送の場合※

〒100-8926 東京都千代田区霞が関2-1-2中央合同庁舎2号館
総務省総合通信基盤局電気通信事業部事業政策課 あて

※ 意見をFAX又は郵送で提出する場合、意見の内容を記録した磁気ディスクの提出をお願いします。

4 意見提出期限

平成21年4月3日（金）18時必着（郵送についても、平成21年4月3日（金）必着とします。）。

5 留意事項

いただいた御意見とともに、意見提出者名（団体名及び団体の代表者名に限る。個人で意見提出された方の氏名は含みません。）及び意見提出者（個人を含みます。）の属性を公表する場合があります。団体名及び団体の代表者名について、匿名を希望される場合には、その旨を記入してください。

また、御意見に対して個別に回答はいたしかねますので、その旨御了承願います。

なお、御記入いただいた氏名（法人等にあってはその名称）、住所（所在地）、電話番号及びメールアドレスは、提出意見の内容に不明な点があった場合等の連絡、確認のために利用します。

意見書

平成21年 月 日

総務省総合通信基盤局
電気通信事業部事業政策課 へ

郵便番号
(ふりがな)
住所
(ふりがな)
氏名^{注1}
電話番号
FAX番号
電子メールアドレス

「電気通信サービスの利用者への助言者に係る検定試験に対する総務省後援の運用方針(案)」に関し、別紙のとおり意見を提出します。

注1 法人又は団体にあつては、その名称及び代表者の氏名を記載することとする。

注2 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。別紙には意見の対象となる頁等を明記すること。

様式別紙

| 頁 | 項目 | 括弧 | 該当部分 | 意見 |
|----------|----|-----|-----------|-------------|
| (例) 2 | 2 | (2) | * * * * * | * * * * * * |
| | | | | |